

箕面市住民基本台帳ネットワークシステム検討専門員合議

平成18年12月28日、10:00

箕面市役所 本館2階 特別会議室

【市長】

■任命書交付

■市長あいさつ

■自己紹介 専門員及び行政職員

■専門員の職務等

○調査検討項目

○今後の日程（結論時期、会議のペース）

○公開・非公開

○会議録について

■「合議の長」の選出

【合議の長】

■資料説明

○経過

○専門員設置要綱

○住民基本台帳ネットワークシステムの現状及び手続きのフロー

■質疑応答

■次回の開催日

■住民基本台帳ネットワークシステム検討専門員

*法律分野 園 田 寿 氏
 甲南大学法科大学院 教授

*法律分野 秋 田 仁 志 氏
 秋田仁志法律事務所 弁護士

*行政分野 黒 田 充 氏
 自治体情報政策研究所 元地方公務員

*システム分野 江 澤 義 典 氏
 関西大学 総合情報学部 教授

住民基本台帳ネットワークシステムに係る 大阪高等裁判所判決の受け入れに関する経過等

平成18年12月28日

1. 判決に対する事前準備

- (1) 8月31日以降4度にわたって延期されたことをふまえ、敗訴の場合にも備えるよう準備。自治法96条第1項第12号の規定による議会の議決が必要となるため、敗訴の場合の議案提出の市長決裁をとるとともに、議会側（正副議長、議運正副委員長）に裁判の概要や今後の手続き等について事前説明を行ない、議会運営委員会で確認された。
- (2) また、損害賠償が認容された場合に備えて、供託金の対応も準備。

2. 判決への対応についての議論〈市長判断〉

12/01（金）～03（日） 断続的に判決の概要報告と今後の対応について
市長＋関係部課で協議

○判決の解釈および住基ネットワークシステムについて

- ・判決は住基法や住基システム自体が違憲だと言っていない。運用によって違憲状況が生み出されると言っている。第三者機関の設置などこれから総務省によって改善されるだろうから、上告しなくても良いのではないか。

○三審制について

- ・最高裁で確定させるべきとの意見は理解できるが、人権を守る見地からこの判決は時宜にかなった内容だ。

○削除の方法等について

○控訴人以外の住民からの削除請求への対応について

- ・判決を受け入れて行う削除の措置は違法とはならない。他の住民からの請求に対しては、今後、検討会議で検討。

○4日（月）の本会議への対応について

- ・公約では選択制を示したが現実問題としては離脱は困難と思っていた。しかし突然この判決が出た。時宜にかなった判決内容だ。しかし今は（12/3）判断できないので、4日の本会議での提案はしないこととし正副議長と議

運のメンバーに説明する。

○法務局および大阪府から市長に対してそれぞれ助言がなされた。

12/04 (月) 本会議冒頭の市長挨拶で、当初は上告するための議案を提案する予定であったが、もう少し検討するための時間を猶予してもらいたい旨を説明(資料A)。本会議終了後ひらかれた臨時の議会運営委員会では、7日(木)に本会議を開催し、上告する場合は議案を提案するが、上告しない場合は市長からその旨の説明を行うこととすることが決定された。

12/04 (月)～06 (水) 断続的に市長+関係部課で協議

○住民訴訟について

- ・前週での議論では、判決受け入れて経費をかけてコードを削除することは違法な支出で住民訴訟の対象となる、という意見がだされた。しかし、結論は問題ない。

○削除の方法、経費について

- ・前週での議論では、1500万円から3500万円程度かかるとの説明があったが、100万から300万円という意見もある。

○行政の長と公約について

○今後の対応、最終判断

- ・職員の意見や様々な人々の意見を聞いたが、政治家としての公約を貫きたい。検討会議を設置し、削除の方法、その他の人からの請求への対応を検討していく。

3. 本会議および民生常任委員会での議論

(1) 本会議での市長の説明 (資料B)

(2) 本会議・委員会での議論<市長答弁>

○プライバシー権、自己情報コントロール権と最高裁判断

- ・住民票コードを強要することは違憲という判決を支持し、判決を確定させて控訴人の人権侵害の解消を図る。箕面は人権を守るまちだ。

- ・地方自治の本旨、団体自治の原則から自主的に判断した。
- 三審制により最高裁で確定すべきという市民の声（権利）を切り捨てたこと
との自覚
 - ・（判決を受け入れることで結果として）切り捨てたことになる。
- コード削除に伴う他への影響
 - ・他の市民への影響はない。市ではプライバシーは万全な体制。
- 全国に影響。吹田市や守口市は上告、市どうしの連携
 - ・市長会などを通して懇意にしており十分説明する。
- 1名のコード削除にかかる手間、コスト
 - ・検討会を設置し検討する。コストは100万～300万円という意見と1500万から3000万円という意見がある。
 - ・削除の方法は、住民票コードを入力せずとも住民票を作成できるようシステムを改修するか、控訴人の住民票を既存住民情報システムで管理せず紙ベースで管理する方法のいずれか。
- コードの削除は住基ネットワークシステム上では想定外のこと、これをやれば全国的に不測の事態を招く危険性
 - ・全国システムに影響はないと考えている。
- この判決を受け入れるのなら、なぜ控訴審の段階で控訴人の請求を認諾しなかったのか。
 - ・上告しないのは、判決は住基システム自体が違憲だといっているのではなく、その運用が問題としているから。
- 最高裁で逆転された場合、本市のコード削除はどうなる。
 - ・逆転判決が出ても、すでに確定した判決に基づく住民票コードの削除状態は違法ではないと考える。
 - ・その場合、控訴人の同意が得られれば削除したコードを元に戻すことは可能。
- コード削除による本人への不利益
 - ・住基ネットのサービスが受けられないこと、紙ベースでの管理となると、自動交付機のサービスをはじめ各種サービスの利便性が欠落、職員の業務量の増大が見込まれる。

○府や国のサーバーに残る情報への対応策

- ・改善するのは困難と考えるが、今後検討する。

○判決に基づく削除の違法性

- ・判決は、住基法が憲法に違反するかどうかを審査し、運用として行われた「拒否しているものに付番すること」を違憲無効とするもので、コード削除は法令違反とはならない。

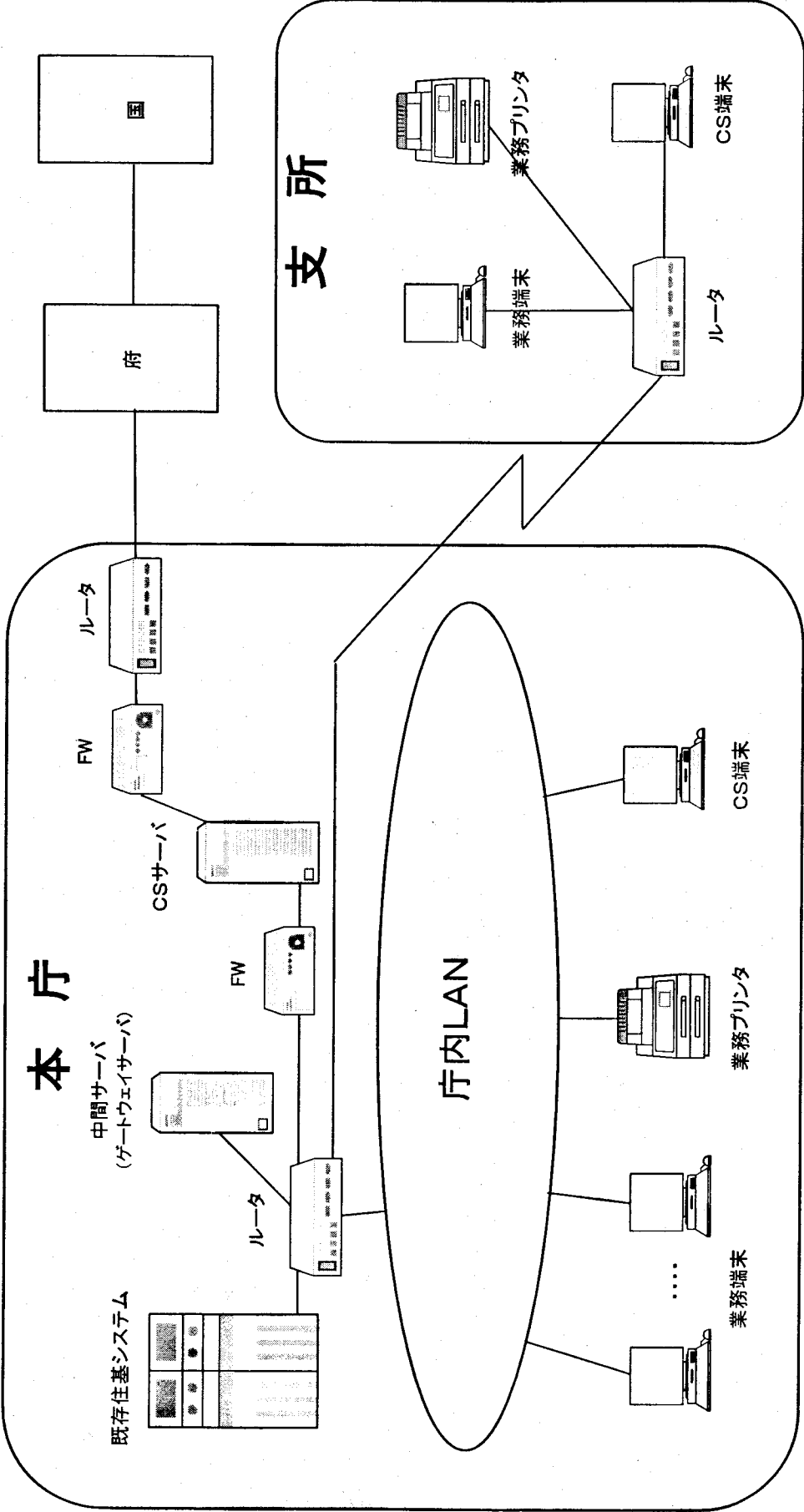
○原告以外の住民からの削除請求への対応、選択制について

- ・検討会議で検討する。

○議会との信頼関係

- ・今回時間がなくこのような対応となった。今後は十分協議する。

住民基本台帳ネットワークシステムの現状及び手続きのフロー



出生における処理

1. 業務端末で出生の処理を行う。【住民票の記載】
2. 住民票コードを自動付番するため、本市に割り当てられた住民票コードをCSサーバから取得する。
3. 記載された住民票のデータが、既存住基システムに保存される。
4. 3と同様のデータが中間サーバに送信され、保存される。
5. 3のデータのうち、住所、氏名、生年月日、性別の基本4情報と、住民票コード、更新履歴が、CSサーバに保存される。
6. 5と同様のデータが、府、国のサーバにも送信され、保存される。

転入における処理

1. 業務端末で転入の処理を行う。
住民票コードは転出地発行の転出証明に記載されているものを入力する。【住民票の記載】
2. 記載された住民票のデータが、既存住基システムに保存される。
3. 2と同様のデータが中間サーバに送信され、保存される。
4. 3のデータのうち、住所、氏名、生年月日、性別の基本4情報と、住民票コード、更新履歴が、CSサーバに保存される。
5. 4と同様のデータが、府、国のサーバにも送信され、更新されてから保存される。

(住民基本台帳カード・本庁・即日交付)

